

整備局と警察本部が連携

暴力団排除対策を強化

排除要請の対象など分かりやすく

警察庁と国土交通省は、直轄工事での暴力団排除対策を強化するため、警察が行う(指名業者からの)排除要請の対象などを分かりやすくした。暴力団員が実質的に経営を支配しているケースだけでなく、これに準ずるものとして、例えば「役員などが暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある」「資金を提供したり、便宜を供与している」などを位置付けた。また、今後各都道府県警察と地方整備局・北海道開発局が合意書を結び、相互の連絡協議体制を構築。情報交換などを通じて排除を徹底する。

暴力団の資金獲得の手段として、暴力団の公共工事への介入の実態が明らかになっている。このため、警察庁と国土交通省が連携し、直轄工事からの暴力団排除対策をさらに強化する。

これまで地方整備局などの発注工事では、指名基準の中で、警察からの排除要請があった場合には「指名を行わない」措置を取ってきた。

ところが、排除要請の対象となる「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるもの」の解釈があいまいだったため、平成5年の運用開始以降、排除要請が行われたケースは1件にとどまっている。そこで今回の対策では、暴力団員による実質支配に「準ずるもの」として「有資格業者である個人、業者の役員などが暴力団

と関係を持している」「資金を提供したり、便宜を供与している」といった例を示し、排除要請の判断を下しやすくした。一方で、都道府県警察と地方整備局の連携もこれまで以上に強化していく。すでに九州地方整備局と東北地方整備局では、管内の各都道府県警察と地方整備局が合意書を結び、連絡協議体制を構築済み。実際に排除要請が行われた1件も、九州地方整備局管内での連携が効果を表したものだ。

今後は、すべての地方整備局と都道府県警察の「指名を行わない」措置を実施するが、業者名と排除要請に至る手続きを明確化するなど、相互の連絡協議体制を確立していく。

地方整備局では、警察からの排除要請を受け、「指名を行わない」措置を実施するが、業者名とその理由についても公表する。

これらの内容は、2日付けで地方整備局に通知。また、建設業関連の101団体に対しても、暴力団などからの不当要求があった場合には、警察へ通報し、捜査に協力するよう同日付けで要請した。

なお、地方自治体については、現在約70%の団体が指名停止基準や要項を作るなど、何らかの暴力団排除対策を講じている。



公共工事品質確保法

品質確保法を解説している地方自治体は、わずか35%。国土交通省国土技術政策総合研究所が行った全自治体へのアンケート(5月19日時点)で、耳を疑うような実態が明らかになった。同法は、価格だけでなく、企業の技術力などを評価し、公共工事の品質を確保しようというもの。自治体を含む発注者の責務も位置付けられている。自治体は、法を順守すべき当事者ではなかったのか。4月1日の施行までには紆余曲折(うよくせつ)があった。法の浸透・定着までの今後の道のりも、決して平坦では

なさそうだ。調査結果によると、調査に答えた全国2083地方自治体のうち、公共工事品質確保法(公共工事の品質確保の促進に関する法律)を「知っていた」とした団体は733団体(35.3%)。一方、「聞いたことはあるが内容は知らない」が内容が知らない

法の最大のターゲットは地方自治体だ。一部の自治体の入札・契約では、安易な一般競争の拡大や予定価格の事前公表が、過度な価格競争を助長し、建設企業の体力をいたずらに消耗させている。また、低価格入札が増える中で、十分な監査・評価を行うことで品質を確保する。責任が果たせないなら、外部機関の活用も促す。結果的には、不良不適格業者を排除し、意欲と能力のある建設企業を伸ばす新たな入札・契約制度の構築につなげていく。ところが、今回のアンケート結果を見る限り、こうした新しい流れが全国に浸透・定着するまでには、時間がかかると思わざるを得ない。

同法の実効性については、法案作成段階でも「(自治体に浸透するには)2〜3年かかるのでは」「(自民党の岸田文雄議員)と考えられてきた。『理念法』である同法に強制力がないだけに、現実的には各発注者の運用に左右される側面が大きい。

政府は、7月ごろまでに法律に基づく「基本方針」を作り、発注者が行すべき必要な措置をより具体的に方向付ける。ただ、いくら崇高(すうこう)な理念を掲げ、新たな方向を打ち出しても、実際の運用に当たるとなると、自治体の意識が低ければ変化は期待できない。

国は今後、自治体に対する法律や基本方針の一層の周知徹底に、一層取り組みが必要があるだろう。一方、各発注者も「法律を知らない」では済まされない。自治体は、低価格入札の多発に揺れ、建設業界が上げてきた多くの声をどのように聞いてきたのか。健全な建設産業の育成が、地域の発展にもつながることを認識し、あらためて問題意識を持って取り組んでほしい。

公共工事品質確保法

自治体の6割以上が「知らず」

が1059団体(50.8%)、さらに289団体(13.9%)が「聞いたこともない」と答えた。自治体の6割以上が法律を分かっているという事実。法の施行に期待を寄せてきた建設業界にも、失望が広がりがねない。

そもそも、公共工事品質確保法(1059団体(50.8%)、さらに289団体(13.9%)が「聞いたこともない」と答えた。自治体の6割以上が法律を分かっているという事実。法の施行に期待を寄せてきた建設業界にも、失望が広がりがねない。

そもそも、公共工事品質確保法(1059団体(50.8%)、さらに289団体(13.9%)が「聞いたこともない」と答えた。自治体の6割以上が法律を分かっているという事実。法の施行に期待を寄せてきた建設業界にも、失望が広がりがねない。

そもそも、公共工事品質確保法(1059団体(50.8%)、さらに289団体(13.9%)が「聞いたこともない」と答えた。自治体の6割以上が法律を分かっているという事実。法の施行に期待を寄せてきた建設業界にも、失望が広がりがねない。

そもそも、公共工事品質確保法(1059団体(50.8%)、さらに289団体(13.9%)が「聞いたこともない」と答えた。自治体の6割以上が法律を分かっているという事実。法の施行に期待を寄せてきた建設業界にも、失望が広がりがねない。

2005リンナイグランドフェア

7日にIH・ガス比較実演等

リンナイ(株)九州支社鹿児島営業所は7日、鹿児島市のオロシティーで開催「2005リンナイグランドフェア」を開く。当日は、最新機種の実演をはじめ、IH・ガス比較実演などが行われる。問い合わせは、同営業所(099・254・1739)まで。

豊正技建 10日に技術研修会

豊正技建(株)松元泰則社長、加治木町)は10日午前9時から、同町の加音ホールで第4回技術研修会を開く。テーマは「土木工事における設計・施工と地盤・地盤工学の役割」。問い合わせ、申し込みは、同社(099・62・3787)まで。

7日に総会

鹿町村会は7日午後1時30分から、鹿児島市の鹿町村自治会館で第92回の臨時総会を開く。



私の健康手帳

第9回 肝臓病

肝臓病は「症状」が出る前に発見を

肝臓病は自覚症状が出にくく、黄疸など一般的に知られるような症状が出た場合には、すでに進行している可能性のある病気です。

個人差はありますが、肝硬変の自覚症状が出てくるのは中期以降。代償期といって症状の出にくい時期があり、中期以降になると、ぎりぎりの能力で生活しているため、ちょっとした無理で黄疸や腹水などが出てきてしまいます。ですから、症状が気になって病院を受診したときには、すでに肝硬変になっていたということもあるのです。

症状が出る前に、検診や人間ドックで採血による肝機能検査や超音波検査をして、早期発見することが必要です。それとともに大切なのはウィルスの検査です。

日本人にはB型C型ウィルスのキャリアは併せて500万人ほどいると言われています。病気を発見するにはウィルスの抗体・抗原を測定する方法しかありません。肝機能検査は正常であっても、C型肝炎の検査で抗体が陽性で、肝臓の組織検査をして、肝炎が発見されることもあるのです。(次回に続く)

一般的肝臓病の症状

- 黄疸
- 倦怠感
- むくみ
- 手のひらが赤くなるなど。

※どちらかと言えば肝硬変の病気が進展していると思われる症状。

※肝硬変は初期の段階は症状もなく、日常生活も送れ、仕事も可能です。

監修 鹿児島共済会南風病院 肝臓内科部長 小森園康二先生